

別 表 1

3. 評議員及び役員等の報酬の支給基準について (支給金額)

定款に定める、評議員の報酬等第八条第一項および役員等の報酬等第二十一条第一項に定める役員等の報酬は次のとおりにより定める。

- | | | |
|---------|------|-----------|
| 1. 理事長 | 毎 月 | 100,000 円 |
| 2. 評議員 | 1 年度 | 10,000 円 |
| 3. 理 事 | 〃 〃 | 10,000 円 |
| 4. 監 事 | 〃 〃 | 10,000 円 |
| 5. 外部役員 | 改選時 | 5,000 円 |

※ (報酬支払額は、源泉所得額を控除した額で支払う。)

源泉徴収額の計算方法により算出する。税率が変更になった際は、変更後の税率に合わせたもので算出する。

(支給期日)

第一条 各号に定める役員等の報酬は各年度末に支給する。

第二条 各号に定める理事長の報酬は毎月末に支給する。

附 則

この基準については、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。